

○第1回跡地利活用検討部会（立間小学校区）協議概要

令和4年7月12日（火）19:00～20:19

立間小学校 図書室

出席者 教育総務課長・同課課長補佐兼施設係長・同課総務係長・同課総務係主査・生涯学習課長・同課課長補佐・企画課課長補佐、同課企画係長
立間小学校区跡地利活用検討部会委員4名
オブザーバー2名

1. 教育総務課長あいさつ

令和6年度4月の吉田統合小学校の開校に向けて準備を進めている。統合準備協議会の下部組織である跡地利活用検討部会の第1回目の開催であり、意見を伺いながら説明、協議を進めさせていただきたい。

2. 事務局出席者及び各委員紹介

司会による事務局職員及び各委員、オブザーバーを紹介する。

3. 説明事項

説明事項に移る前に、跡地利活用検討部会の目的である廃校後の施設利活用を検討していくこと及び跡地利活用検討部会の統合準備協議会での位置づけを説明する。また、跡地利活用の基本方針についても、地域住民の意向を尊重することが原則となっているが、市の所有財産である以上、公共施設のマネジメントや地域経済の発展といった視点も加え、地元と市でアイデアを出し合って、地区の活性化を見いだしていきたい旨を説明する。

（1）及び（2）宇和島市学校跡地施設利活用基本方針（概要版）

地域住民の意向を尊重することを原則としつつ、公共施設のマネジメントの観点や地域経済の発展の観点から市民全体の利益にかなうものとする必要があるという基本方針を説明する。

また、宇和島市内の現在の検討対象施設である10校の情報を説明する。

続いて、利活用に向けた方針として、「1. 地域による活用」、「2. 公共・公用施設として活用」、「3. 公共的団体等による活用」、「4. 民間事業者等による活用」、「5. 除去（売却）等の実施」を説明する。優先順位についても、「地域による活用」と「公共施設として活用」、次に「公共的団体による活用」、「民間事業者等による活用」、「除去等の実施」の順である旨の説明を行う。

また、市内廃校の活用事例として、災害用物資及び地域行事の備品類の保管場所や地域交流レストランとして社会福祉法人が運営しているケース、災害時の指定避難場所として指定されている事例を示す。

その他、全国での活用事例として、廃校施設等活用事例集を配布する。平成22年9月に文科省が「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げていることを説明する。

○意見・質問等はないか問う。

－特に意見・質問なし－

(3) 及び(4) 立間小学校の基本情報・平面図

跡地利活用対象施設となる立間小学校について、建物敷地面積は5,934㎡、運動場面積は8,054㎡、校地面積は13,988㎡、延床面積1,848㎡といった基本情報を説明する。また、耐震基準についても、校舎及び屋内運動場（体育館）校舎は、平成24年度及び平成27年度に耐震工事实施済みで耐震基準を満たしていること、その他、空調設備のある教室についても説明を行う。

○意見・質問等はないか問う。

－特に意見・質問なし－

4. 協議事項

(1) 協議の進め方

今後の進め方について、事務局は、地元での活用方法を検討を行うに際して、必要な情報提供、または助言を行っていく立ち位置であると説明する。

また、委員を含めた地元関係者には、廃校利活用の意見を集約していただきたい旨を説明する。跡地利活用検討部会におけるオブザーバーについては、オブザーバーが協議に加わることは可能で、選考は地元関係者で協議していただくのが望ましいと説明する。

○意見・質問等はないか問う。

－特に意見・質問なし－

(2) 利活用方法の参考事例

現在の避難所活用等の廃校活用事例も参考として説明する。また、公民館担当部署から行政財産の有効な利活用という前提で、公民館の旧校舎での利活用を考えている旨を伝え、地元の意見を伺いながら今後の方向を考えさせていただきたい旨を説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q 立間小学校は平成30年豪雨災害以前にも床上浸水をしており、水害は4年前に限ったことではない。津波や水害に不利な場所であるため、立間小学校での立間公民館の利用は考えておらず、立間公民館は移転新築という考えである。

Q-2 立間校区は地域密着型の地域である。地域の意見を聞く中では、民間の企業誘致ではなく、立間地域住民による利用の方向を考えている。

A 公民館移転新築の考えや地域住民による利用の考えについては、地域の意見をまとめていただいたなかでの提言として話を伺う。

Q 耐震対策されているとのことだが、部屋の中で改修された場所はあるだろうか。

A 耐震対策については、間取りを大きく変えたということはないが、体育館でいうと見た目の色を塗り直した程度はある。また、豪雨災害のときに体育館や校舎1階部分の床や職員室の電話線を新しい物に変えたということはある。

(3) 次回までの準備事項（案）及び（4）次回の協議事項（案）

今後については、委員を含めた地元関係者で活用案をある程度取りまとめていただき、校区代表者からの連絡をもって跡地利活用検討部会を開催し、準備を進めていくことを説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q この跡地利活用検討部会は、令和6年4月までに協議の決着をつけなければならないのだろうか。

A 現時点では、ある程度複数案でも構わないので案を検討いただき、最終的にどのような案にするかを事務局とも一緒に検討を進めていただきたらと考えている。小学校が統合した後についても、企画課が窓口になっており、令和6年4月の小学校統合までに決めなければならないと焦る必要はない。

Q 公民館の事業や自治活動のなかで小学校の一部を一時使用をすることもある。令和6年4月になった途端に使用許可がとれないとなると地域としては困ることもある。

A いつまでに決めなければいけないという期限はなく、また、一時使用は問題なく、使用時に申請していただくようになる。今後、常用的に使用するというかたちになれば団体などに管理していただくようになる。

Q 立間小学校は立間校区の中央にあたるため避難所として使えたら良いが、浸水した

経緯もあり、避難所としては実際使えないような状況である。

A 立間校区の事情であったり、現状を踏まえ、地元の皆様で議論いただき、最終的にどのような案にしていくのかを決めていただきたい。決めるまでの間に事務局とも相談、調整をしながら決めていっていただけたらと思う。

Q 廃校後の学校施設の管理はどこになるのだろうか。

A 利活用の後先が全く決まらなければ、普通財産として教育委員会で所管するようになる。利活用の目的が決まっていれば、目的に対応する主管課で運用していくようになる。

Q 例えば、図書室を高齢者が使用するのを畳にしたいとなった場合、費用はどのようなになるのか。

A 目的次第で様々な方法は考えられる。例えば、公民館にするということになれば、公民館に和室があるので、公民館として教室を改修するといった場合も考えられる。

Q 本日が第1回の跡地の検討部会で、令和6年の統廃合までの期間が短いと思っているが、やはり新型コロナの影響が関係しているのだろうか。

A 新型コロナの影響しているところはある。その他、今回の統合小学校はこれまでの市内での編入合併のような統廃合ではなく、新設での統廃合で検討すべきことに時間を要した点と4年前の豪雨災害の影響もある。

Q 今年度で役職の任期が終わる。もし早く開催できていれば、長く携わることができた。もちろん引継ぎはしていくが、引継ぎで人が代わると最初から説明していく必要がある。

A 開催が遅れたことは申し訳ない。役職を終えられた後も立間校区の意見をまとめるのも大変かと思うため、説明に挙げたオブザーバーとしてご参加いただくことも可能である。決してこの部会で検討していただくということではないため、場合によっては、誰かを呼んで話をするというのも構わない。

Q 地元の会に出席することも今後あるため、そこで跡地利用の話を出して意見を聞こうかと考えている。答えに煮詰まってきたらご相談もさせていただきたい。

A 相談はもちろん構わない。また、配布した国内の様々な廃校利活用事例集も参考になると思う。

5. 閉会

19 : 59 跡地利活用検討部会終了